

Ｊ－グリーン・リンケージ倶楽部（ＺＥＨ住宅）会員規約

（目的）

第1条 本倶楽部は、一般社団法人環境共創イニシアチブが交付を行う、環境省による二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）化等支援事業）、経済産業省による住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業）のうち次世代ＺＥＨ＋（注文住宅）実証事業、一般社団法人低炭素投資促進機構（GIO）が交付を行う、経済産業省による住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業）のうち、次世代ＺＥＨ＋（建売住宅）実証事業、ＴＰＯモデルを活用した次世代ＺＥＨ＋実証事業（以下「補助金」という）のいずれかの交付を受け、令和4年度以降に建築されたＺＥＨ住宅（以下「補助対象住宅」という）の省エネルギー性能等から温室効果ガス排出削減量を測定したものを取りまとめ、Ｊ－クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度）実施要綱（平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省決定）に基づき、Ｊ－クレジットとして認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、Ｊ－クレジットの有効な活用を促すことで、国内での資金循環を促し、環境と経済の両立を実現することを目的とする。

（運営・管理等）

第2条 本倶楽部の運営・管理は、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費（個人向け補助事業に係るプログラム型プロジェクトの運営・管理）を受託した事業者（以下「事務局」という）が行うものとする。

2 本倶楽部を通じて認証されたＪ－クレジットの取得及び管理は、経済産業省が別途行うクレジット売却業務の受託事業者（以下「取得者」という）が行うものとする。

（業務の内容）

第3条 事務局は、会員の補助対象住宅の省エネルギー性能に係るＪ－クレジットの認証に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）Ｊ－クレジット制度認証委員会へのプロジェクト登録申請に係る業務
- （2）Ｊ－クレジット制度認証委員会へのＪ－クレジットの認証申請に係る業務
- （3）前各号の業務に付随する業務

2 取得者は、会員の補助対象住宅の省エネルギー性能に係るＪ－クレジットの認証に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）前項第2号に規定する業務により認証されたＪ－クレジットの取得及び管理に係る業務
- （2）前号に規定する業務により取得したＪ－クレジットの売却に係る業務
- （3）前各号の業務に付随する業務

（Ｊ－クレジットの売却代金の取扱い）

第4条 取得者は、前条第2項第2号の売却の対価として取得した金額を国庫に納付するものとする。

（業務の報告）

第5条 事務局会員に対して第3条第1項の業務について、事務局のホームページにて報告を行う。

2 取得者会員に対して第3条第2項の業務について、取得者のホームページにて報告を行う。

（会員資格）

第6条 本倶楽部の会員資格は、次のとおりとする。

- （1）補助金に個人として申請を行い、補助対象住宅を建築し、補助金の交付を受けていること
- （2）個人であること（個人事業主を除く）
- （3）補助金の申請者と電灯契約者（電力需給契約者）が一致していること
- （4）Ｊ－クレジット制度の他の排出削減事業、及び他の類似制度に参加していないこと

(アンケート調査への協力)

第7条 事務局によってモニターとして選出された会員は、次に掲げる事項について同意し、協力しなければならない。

- (1) 事務局に対し、年1回のアンケート調査を行うこと
- (2) J-クレジットの認証に当たり、審査機関が必要に応じ年1回程度実施する現地審査(補助対象住宅の現物確認等)を受けること

(補助対象住宅の処分等)

第8条 会員は、第11条に規定する会員資格の有効期間内において、次に掲げる事項に該当する場合は、会員資格を失うものとする。

- (1) 補助対象住宅が毀損され、又は滅失した場合
- (2) 補助対象住宅を処分(売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとする場合

(退会)

第9条 会員は、補助対象住宅について、J-クレジット制度の他の排出削減事業、及び他の類似制度に参加しようとするときは、事前に事務局に退会届を提出し、事務局の承認を受け、本倶楽部を退会しなければならない。

2 事務局は、会員が次に掲げる事項に該当する場合は、当該会員の退会措置をとることができる。

- (1) 第6条の会員資格を喪失した場合
 - (2) 会員が本倶楽部の目的に著しく相応しくない行動をとった場合
 - (3) 補助対象住宅が前条に該当すると確認された場合
 - (4) 補助対象住宅の導入から8年間を経過後、会員から退会の届け出があった場合
- 3 補助対象住宅を退去する場合、必ず事務局に退去する旨を報告しなければならない。

(会費)

第10条 本倶楽部の年会費等は、無料とする。

(会員資格の有効期間)

第11条 会員資格の有効期間は、補助対象住宅の導入から8年間とする。ただし、J-クレジット実施規程に基づき、事務局が引き続き排出削減が見込まれると認める場合は、8年間有効期間を延長するものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 本倶楽部の運営・管理にあたり、会員から得られた個人情報は、本倶楽部の事業遂行のためにのみ利用する。

(本倶楽部の終了)

第13条 本倶楽部は、経済産業省の政策変更により、いつでも事業を終了することができる。

附則

(見直し)

第1条 事務局は、この規約の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、経済産業省と協議の上、所要の見直しを行うものとする。

2 前項の見直しの結果については、詳細を事務局のホームページで公表するものとする。

(施行期日)

第2条 この規約は、令和3年12月2日から施行する。

附則(令和3年12月2日施行)